

令和4年版環境白書

第5章 環境と調和した地域づくり

3. 環境を活かした地域づくり

(3) 環境影響への配慮

② 島根県土地利用基本計画に基づく適切な土地利用の促進

(1) 事業目的

県土は、現在及び将来における県民のための限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸活動の共通の基盤であり、その利用に当たっては、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の諸条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と県土の均衡ある発展を図っていくことが必要です。

県としては、「島根県国土利用計画」、「島根県土地利用基本計画」、「島根県土地利用対策要綱」などに基づいた規制や届出、協議等の制度を活用し、適切な土地利用の促進を図ります。

(2) 取組状況

① 島根県土地利用基本計画

島根県土地利用基本計画は、国土利用計画法※1に基づく土地取引及び開発行為の規制等を実施するための基本となる計画であり、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域及び自然保全地域の5つの地域区分並びに土地利用の調整等について定めています。

令和3年度は、このうち森林地域の面積が22ha縮小となりました。

② 土地取引等届出制度

国土利用計画法では、一定面積※2以上の土地売買等の契約を締結した場合、権利取得者は、知事に届け出なければならないこととなっています。(土地の所在する市町村経由)

知事は、届出があった場合において、土地の利用目的が土地利用基本計画その他の公表されている土地利用に関する計画に適合せず、適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができます。

令和3年まで10年間の届出件数は資料編：表1のとおりで、勧告の実績はありません。

(3) 参考情報

※2 届出対象となる「一定面積」

- ① 市街化区域：2,000㎡以上
- ② ①を除く都市計画区域：5,000㎡以上
- ③ 都市計画区域以外：10,000㎡以上

《用語解説》

※1 国土利用計画法

国土利用計画法は、国土利用計画の策定について定めるとともに、土地利用計画の策定、土地取引の規制に関する措

置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、国土形成計画法による措置と相まって、総合的かつ計画的な国土の利用を図るための法律です。

土地利用を調整するための措置として、土地利用基本計画、土地取引規制、遊休土地制度の3つの制度が規定されています。

このうち土地利用基本計画は、都道府県の区域を対象として、当該地域の土地利用に関する諸計画を総合的に調整する、土地利用に関するマスタープランです。

【担当課】

所属名	問い合わせ先
(主) 用地対策課	0852-22-5896